

明治前期の災害対策法令（第2輯）

The disaster response laws and regulations in the early Meiji (II)

井 上 洋

Hiroshi INOUE

凡例

- 1 法令一覧表の各法令には配列の順番を示す番号をつけ、題目のあとに発布年月日と法令番号を括弧に入れて示した。発布年月日に干支が付記されている明治5年までは太陰暦の日付であり、この部分についてはポイントを落して別括弧の中に発布年月日の太陽暦表示を入れた。
- 2 法令の題目にはゴシック体を用いた。ポイントも大きくしてある。題目のあとに附された頁数は『法令全書』の所載箇所を示す。
- 3 法令の題目あとの日付はアラビア数字で表記した。ただし法令の本文を始め、題目あとの日付以外のものについては漢数字のままとした。註の引用文中の漢数字については、文脈によりアラビア数字に直したところがある。
- 4 法令の収録に際しては、横書きにしたことを除いて、できるかぎり原本の形式を残すように努めた。しかし、若干の加工を施したところもある。たとえば、見やすくするためにポイントを上げたり、ゴシック体を用いたりしたところがある。
- 5 法令の原文で割註など小さい活字が用いてあるものについては、原則として、ポイントを落とす。また、原文において小さい活字の並列表記になっているところは、それを表わすために／を用いた。
- 6 註における諸資料からの引用文中〔 〕内は筆者による補記である。
- 7 註の中でまとまった分量の文章を引用する際、その部分を括弧に入れた場合もあるが、一般には引用箇所をマース落としにすることでこれを示した。
- 8 註記文献の書誌については、初出箇所に完全なものを載せ、以後は適宜略記した。
- 9 外国人の人名の後のアルファベット表記は、初出箇所にのみ付した。
- 10 漢字の字体表記は新字体を基本とした。欠画は通常表記に、俗字、同字は正字に直してある（ただし固有名詞において一部例外がある）。仮名についても、変体仮名は平仮名に、合字は通常表記に直した。
- 11 下線および傍点は、とくに注意書きがない限り、筆者による。
- 12 凡例に書き切れない指示・説明は当該箇所に注記した。
- 13 註に記した文献のほか、以下のものを適宜参照した。『政治学事典』（平凡社、1954年5月）、日本史籍協会（編）『百官履歴一』（東京大学出版会、1973年7月、覆刻版、原本の刊行は1927年10月）、日本史籍協会（編）『百官履歴二』（東京大学出版会、1973年7月、覆刻版、原本の刊行は1928年2月）、内閣記録局（編）『明治職官沿革表 職官部』（国書刊行会、1974年5月、複製版、原版の刊行は1886年）、内閣記録局（編）『明治職官沿革表 官廨部』（国書刊行会、1974年6月、複製版、原版の刊行は1886年）、国史大辞典編集委員会（編）『国史大辞典』（全15巻）（吉川弘文館、1979年3月-1997年4月）、日本歴史学会（編）『明治維新人名辞典』（吉

川弘文館，1981年9月），大久保利謙（監修）『明治大正日本国勢沿革資料総覧』（全4巻）（柏書房，1983年10月），岩波書店編集部（編）『近代日本総合年表』（第二版）（岩波書店，1984年5月），木村礎・藤野保・村上直（編）『藩史大事典』（全8巻）（雄山閣出版，1988年7月-1990年6月），『日本史大事典』（全7巻）（平凡社，1992年11月-1994年5月）。

災害対策法令一覧表（発布順）

※本資料は、1868年から1885年までの期間について、『法令全書』から災害対策に関する法令（以下、災害対策法令）をすべて抜き出し、法令の発布順に配列して註を付したものである。本資料を編むことを通じて筆者は、明治前期における災害対策法令の網羅的な把握をなすことを意図している。本資料の体裁ほか詳しくは、「明治前期の災害対策法令」（南山大学『アカデミア（人文・自然科学編）』，第10号，2015年6月）の「まえがき」を参照のこと。「明治前期の災害対策法令」（その1）から（その4）まで（1868年分34件，1869年8月までの分25件を収録）は、南山大学『アカデミア（人文・自然科学編）』，第10号から第13号（2015年6月～2017年1月）に掲載されている。それを大幅に改稿し，さらに1869年9月から1870年12月までの分52件を加えたものが，井上洋『明治前期の災害対策法令』（仮題）（論創社，近刊）である。1870年12月より前の災害対策法令については，こちらを参看されたい。

※配列は基本的に発布年月日順である。発布日の記載がなく，月にとどまるものは，その月の晦日の次に配列した（ただし番号により前後が確定できる場合には番号のならばによった）。

※『法令全書』においては独立した別々の法令として掲載されているものでも，一連の関連した法令として表示した方が便宜な場合は，1つの番号の下にまとめ，a, b, cとアルファベットを振った。

※以下の一覧表は今回掲載分のものである。

【1871年】（明治3年11月11日から明治4年11月20日まで）

1. 「府藩県交渉訴訟准判規程」（明治3庚午年11月28日，第878）（1月18日）【災害予防】
2. 「新律綱領」（明治3庚午年12月20日，第944）（2月9日）【応急対応】【その他②】
3. 「租税並ニ出納勘定仕上規則改正」（明治4辛未年正月13日，太政官第17）（3月3日）【災害予防】
【罹災者救援】【経費事務】
4. 「近江国以西国役堤防等ノ願伺ハ直ニ大阪民部省ニ進致セシム」（明治4辛未年正月27日，太政官第45）（3月17日）【組織職掌】
5. 「山々開拓ニ付土砂ノ溢漏ヲ防キ其他元山及川添山々等樹木下草伐採方ヲ定ム」（明治4辛未年正月，民部省第2）（2月19日から3月20日）【災害予防】

【注解】

1. 「府藩県交渉訴訟准判規程」（明治3庚午年11月28日，第878）（528-532頁。）

第八百七十八 十一月二十八日（布）（太政官）

府藩県管轄交渉之訴訟是迄民部省ニ於テ裁判候処今府藩県ニ於テ裁判被 仰付候条別紙規程ヲ照準シ処置可致事

(別紙)

府藩県交渉訴訟准判規程

四年太政官第三百二^{*1}ヲ以テ改定

第一条

凡訴訟ヲ准判スルハ其本人ニ限ルヘシ若シ疾病老幼或ハ廢疾等ニテ親族其他ノ代人ヲ請フトキハ事
実ヲ糾訊シ止ヲ得サレハ其請ヲ許スヘシ

第二条

凡訴状士卒ハ官長平民ハ里正ノ奥印ヲ押スヘシ其奥印ナキハ訟詞理アリト雖モ之ヲ准理スヘカ
ラス

但官長里正依怙偏頗ヲ狭ミ其情実ヲ壅塞セシムル時ハ審案廉察シ奥印ナシト雖モ准理シテ冤枉
キヲ要ス

第三条

治下ノ士民他ノ管内ノ者ト紛議ヲ生シ其裁判ヲ請フトキハ知事或ハ參事親シク推糾審問シ善ク訴状
ノ情実証拠ヲ明ニシ条理正当ナレハ副書ヲ作り印ヲ押シ訟者士卒ハ差添人平民ハ里正ト其本人ト
ニ授付シ対答人ノ管轄庁ニ送り其裁判ヲ受シム可シ

第四条

他管轄庁ノ副書ヲ以テ我カ断訟ヲ請フ者アラハ先ツ其訴状ヲ案シ訴人ヲ推問シ原情ヲ得ルトキハ訴
ラル、ノ本人並ニ士卒ハ差添人平民ハ里正ヲ呼出シ右訴訟ノ件十日ヲ限り証拠確實譎詐ナク答書セ
シムヘシ

但中元歳終ノ兩季ニ近ツクトキハ必ス十日ヲ限ラスシテ可トス

第五条

日限中訴答ノ者対談熟議シ共ニ内済ヲ請フトキハ双方ノ連署状ヲ出サシメ後言ナキヲ相証セハ之ヲ
允シ其旨趣ヲ記載シ訟者ノ管轄庁ニ復スヘシ

但対談熟議ノタメ日限猶予ヲ請フトキハ五日乃至十日ノ延期ヲ許スヘシ

第六条

対答者ノ事実訟者ノ旨意ト大ニ反スルトキハ其顛末ヲ認メ答書ヲ作ラシメ官長或ハ里正コレニ奥印
ヲ押シ士卒ハ差添人平民ハ里正ヲ副ヘ本人ト共ニ訟者ノ管轄庁ニ送ラシム

第七条

聴訟第一次ハ必ス知事或ハ參事庭ニ莅ンテ審判ス掛リ属モ之レニ陪ス其日裁決セサルトキハ第二次
ヨリ属ヲシテ聴カシムルモ可トス属兩箇並坐審判ス若シ事重大ニ涉リ或ハ訴ヘ重罪ニ至ルヘキハ再三
知參事糾問スヘシ^{*2}

第八条

訴訟断決スルトキハ双方連署ノ受書ヲ出サシメ永ク異論ナキヲ証セシメ其書ノ写ヲ訟者ノ管轄庁ニ
送達スヘシ

第九条

聴訟初日ヨリ百日ニ至リ事理盤錯兩情乖戾シテ決シ難キハ其糾問ノ始末審ニ記載シ之レヲ訴答ノ者
ニ示シ謬違ナキヲ証印セシメ且印ヲ押シテ訴答ノ者ニ授付シ民部省ニ出シテ裁断ヲ受シムヘシ

但金穀其他貸借ノ訴訟ハ解訟ヲ度トナシ限ルニ百日ヲ以テスヘカラス且訴答ノ者疾病其他ノ事故
アリテ時日遷延スルトモ宜シク斟酌シテ日ヲ限ルヘカラス

第十条

百日に至り決シ難キ訟ヲ民部省ニ出ストキハ其始末ヲ記載シテ訟者ノ管轄庁ニ達シ民部省ノ裁決ヲ請フヘキ事ヲ報スヘシ此時ニ至リ訟者ノ庁官異議アルヘカラス

第十一条

民部省ニ出シテ裁断ヲ請フ事ヲ訴答ノ者ニ達シテ後十五日ヲ以テ発途ノ期トナス若シ其期ヲ遅緩セハ越度タルヘキ旨ヲ示スヘシ

但訴答者ノ内郷里其庁ト遠隔シ往復調度ノ事ニ付十五日ニシテ発途シ難キ者ハ相当ノ日限猶予スヘシ

第十二条

発途前ノ日限中対談熟議シ内済ヲ請フ者ハ第五条ノ如クシテ之ヲ許スヘシ

第十三条

百日ニ至ラサルモ訟者倔強頑愾ニシテ其裁判ヲ非理トシ他ノ聴訟ヲ請フトキハ第八十九条（マ九十一条カ）ノ如クシテ民部省へ出スヘシ

第十四条

隄防用悪水及ヒ村市山林等境界彼我管轄交牙ノ地ニ関涉ノ訴訟ハ訟者ノ管轄庁ヲ主ト為シ訴状ニ其庁印ヲ押シ関涉ノ庁ニ達ス其知参事答者並ニ里正ヲ出シテ答書ヲ作ラシメ状情証拠ヲ糾問シ事理至当ナルトキハ其庁属ヲ副テ訟者ノ管轄庁ニ送り聴訟ノ庭ニ莅マシメ与ニ地図ヲ検査シ契券ヲ照準シ簿冊ヲ検閲シ或ハ実地ニ就テ協議審判スヘシ其裁決ニ至リテハ都テ断案ヲ作り民部省へ伺ヒ出ツヘシ

但訴状ヲ受ルヨリ答書ヲ送ルノ間尋常十日ヲ以テ期トス然レトモ尚査案ヲ加ヘキ事件ハ此期ヲ必トスヘカラス

第十五条

隄防用悪水ハ実地水路ヲ検査シ彼我害ナキハ宜シク説諭ヲ加ヘ熟議解訟セシムヘキモ境界論地ニ至リテハ極テ詳裁審断シ対談熟議ヲ許スヘカラス

第十六条

田畑山林質地等ノ訴訟ハ總テ其管轄ノ庁ニ於テ裁決ス故ニ訟者田畑山林ト共ニ我管内ノモノナレハ第十四条ノ如クシテ他ノ答者ヲ召シ庁属副スルニ及ス訟者我管内ノ者ニシテ田畑山林他ノ管轄ナルトキハ第三条ノ如クシ答者ノ庁ニ遣シ裁判ヲ受シムヘシ熟談等ハ前ニ掲ル条々ノ如シ

第十七条

既ニ裁断スル事件ト雖トモ訟者再訴スル所ノ証拠ニ比較シ前裁断至当ナラサルトキハ民部省へ伺ヒ更ニ裁断スヘシ

但再訴セサルモ前裁断ヲ改メサルヘカラサル事件アラハ条理本末詳ニ記載シ明確ノ証拠ヲ以テ民部省へ伺ヒ更ニ裁断スヘシ

第十八条

遠國ノ者其滞留スル地ノ士民ト争論ヲ生シ直チニ其地ノ庁裁ヲ請フ者ハ旅宿主人又ハ其地親族ノ者差添訴出ルトキハ准理裁判シ且断決ノ上其始末ヲ記載シ訟者ノ管轄庁ニ達スヘシ

但百日ニ及ヒ断決ニ至ラサルトキハ之ヲ訟者ノ庁ニ達シ民部省ニ出スヘシ

第十九条

管内滞留スル兩箇ノ旅人譬ハ長崎函館ノ者東京ニ滞留スル如シ紛議ヲ起シ其地ノ旅宿或ハ親族ヲ証人トシ直チニ其裁判ヲ請フトキハ前条ノ如シ

第二十条

訴訟中訴答者ノ内死スルトキハ其状ヲ審案シ疑事アラハ精覈ニ窮治スヘシ疑事ナキモ差添人又ハ里正ノ証書ヲ取り其管轄庁ニ達スヘシ

第二十一条

訴訟中訴答者ノ内亡命スルトキハ其管轄庁ニ達シ百日ヲ期トシ搜索セシムヘシ

第二十二条

凡訴訟ノ原由訴答者ノ管轄庁吏ニ連及シ裁断シ難キハ速ニ民部省ニ出スヘシ其裁判シ得ヘキモ決ヲ同省ニ伺フヘシ

※ 1 「府藩県交渉訴訟准判規程改正」(明治4辛未年6月22日, 太政官第302)。

※ 2 下線は割註部分であることを表わす。

【註】「府藩県交渉訴訟准判規程」は、訟者(原告)と答者(被告)の管轄庁が異なる訴訟^{※3}について、その訴訟手続きを定めた法令である。この種の訴訟はこれまで民部省において裁判されてきたが、太政官はこれを今後は府藩県において裁判するものとし、本規程を設けたのである^{※4※5}。

※ 3 菊山正明は、論文「明治初年の司法改革—司法省創設前史—」において、江戸時代の裁判手続きについて次のように書いている。すなわち、「江戸時代の裁判手続は出入筋と吟味筋に大別することができる。出入筋は訴訟人(原告)が目安(訴状)を以て相手方(被告)を訴え、裁判役所がこれに裏書を加え、相手方を召喚(ママ)して返答書(答弁書)を提出させ、対決(口頭弁論)・糺(審理)を行ない、その後、裁許状(判決)を与える制度である。吟味筋は裁判役所が訴の有無にかかわらず、職権を以て被疑者を召喚(ママ)して審理し、判決する制度である。出入筋の事件は出入物、あるいは公事と呼ばれ、吟味筋の事件は吟味物と呼ばれた。吟味筋は領主権自体および社会秩序にかかわることの多い犯罪事件を対象としており、刑罰権実現の手続で刑事裁判とよぶことができ、また、出入筋は領主の利害に関することが少ない私的紛争を対象としているが、軽い刑罰を科すこともあるので民事裁判・刑事裁判とよぶことができる。」(菊山正明「明治初年の司法改革—司法省創設前史—」, 早稲田大学『早稲田法学』, 第62巻, 第2号, 1986年10月, 170頁)。「府藩県交渉訴訟准判規程」での《訴訟》は、上引の菊山論文中にある“出入筋”に相当する。

※ 4 明治2年7月27日の「民部省規則」第6条は、「府藩県ニ於テ断シ難キ訟ハ審ニ其事ヲ糺シ能ク其情状ヲ吐露セシメ毫モ壅蔽冤枉ナキ様公平ニ裁断ス可キ事」と規定していて、府藩県が“出入筋”に相当する意味での訴訟の管轄権をもつこと(より正確に言えば訟者、答者とも管轄内の人民である訴訟の管轄権をもつこと)を認めていた(「民部省規則」, 明治2己巳年7月27日, 第674)。²すなわち、同条は府藩県の訴訟管轄権を認めただうで、「府藩県ニ於テ断シ難キ訟」についてはそれを府藩県から民部省に送り、民部省が判決するとしたのである。本違冒頭に書かれているように(「府藩県管轄交渉之訴訟是迄民部省ニ於テ裁判候処」), 訟者(原告)と答者(被告)の管轄庁が異なる訴訟も、本規程制定まで、「民部省規則」第6条にある「府藩県ニ於テ断シ難キ訟」(と同様)の扱いを受けていた。

※ 5 一方/ところで、「民部省規則」と同日に発布された「府県奉職規則」には、“出入筋”に相当する意味での訴訟に関する明示的な規定はなく、府県による司法権の行使については、「号令必ス其始メニ慎ミ聊民心ヲ失フヘカラス賞罰必ス事情ヲ審ニシテ僭濫アルヘカラス」(第3条), 「死流ノ重刑ハ罪案ヲ以テ刑部省ヘ伺出其決ヲ請ヘシ其以下府県ヘ委任ノ輕罰タリトモ猥リニ取行フトキハ必懲悪ノ道ヲ失フノミナラス民心ノ向背ニ關係ス詳細檢覈スルヲ要ス」(第3条附則の3)があるのみであった(「府県奉職規則」, 明治2己巳年7月27日, 第675)。³これ、すなわち「府県奉職規則」第3条は、上掲の菊山論文に言うところの“吟味筋”の取り扱いに関するものと読める。

2. 「府藩県交渉訴訟准判規程」は、全部で22条から成る。以下規程の構成と各条の内容を概述する。

第1条は、訴訟が認められる者は誰か(これは原則として本人のみ)、および、代人による訴訟が認められる場合(これは、本人が病気、老幼、あるいは廢疾などのために親族その他の代人によ

る訴訟が請求されたときにおいて、管轄庁が事実関係を取り調べ、そのうえで事情止むを得ないと判断された場合に認められる）についての規定である。

第2条は、訴状の形式とその受理に関する規定で、“訴状には一般に、士族と卒は官長の、平民は里正の奥印を押すべきものとする。その奥印がない場合には、訴えの内容に理がある場合でも、これを受理してはならない。ただし、官長、里正が不公平な取り計らいをして訴訟を妨げるときには、よく調査して事情を見極め、奥印がなくても訴訟を許し、冤枉のないようにしなければならない”と定める。

第3条から第13条までは、訴状の受理に続く通常の訴訟手続き^{*6}に関する規定である。それが訴訟の流れに沿ったかたちで配列されている。第3条は、訟者の管轄庁の知事・参事による訴状の審査と副書の作成、訴状と副書の答者の管轄庁への送付、および答者の管轄庁における裁判の実施について規定する。すなわち、“管轄内の士民が他の管轄内の者と紛議を起こし、それについて裁判を求めるときは、知事あるいは参事は自ら審問して訴状に書かれた事実と証拠を明らかにし、条理があると認めるときには副書を作って庁印を押し、訟者が士卒の場合は差添人に、訟者が平民の場合には里正と訟者本人にそれを授け、答者の管轄庁に送ってその裁判を受けさせるものとする”と定めた。裁判は訴えられた側（答者）が所属する管轄庁において行われる。

次いで第4条は、他管轄庁の副書をもって裁判を請う者が現われた場合の規定で、“他管轄庁の副書をもって裁判を請う者があれば、まずその訴状を取り調べ、その訟者を問い糾し、事情を尋ねる必要があるときには訴えられた本人と、士卒の場合には差添人、平民の場合には里正を呼び出し、当該訴訟の件について十日を限って確かな証拠による嘘偽りのない答書を提出させるものとする。ただし、中元および年末の両季が間近な場合には、必ずしも答書の提出を十日以内に限らなくてもよい”と定める。答者の管轄庁における当該訴状と訟者の取り調べ、答者への答書の作成指示について書かれている。

第5条は、聴訟開始以前に係る内済（示談）に関する規定である。曰く、“答書提出の期限までのあいだに訟者と答者が対談熟議し、その結果双方ともに内済を請うときには、双方の連署状を提出せしめて後言しないことを証せば内済を許し、その旨趣を記載して訟者の管轄庁に返すべし。対談熟議のため答書提出について猶予を請うときは、5日ないし10日の提出延期を許すべし。”

第6条は、答者が主張する事実が訟者が訴状で示したそれと大きく異なるときに、これを訟者の管轄庁に通知する手続きを定める。この場合には、当該裁判を担当する管轄庁（答者の管轄庁）がその顛末を文書にし、また答者をしてその一部始終を記した答書を作らせ、官長あるいは里正はこれに奥印を押し、答者が士の場合は差添人、平民の場合には里正を付き添わせ、答者本人とともにこれらの文書を訟者の管轄庁に送るとしている。訟者と答者で主張する事実が大きく異なる場合に、当該裁判を所管する管轄庁はその事情を説明した文書を作成し、また答者に答弁書の作成を命じ、これらの文書を訟者の管轄庁に送るのである。

第7条と第8条は、答者の管轄庁において行なわれる審理と判決に関する規定である。審理に関しては、“第一次の聴訟には必ず知事あるいは参事が法庭に出て審判するものとする。掛の属もこれに陪席するものとする。第一次聴訟のその日に判決を下し得ないときには、第二次の聴訟から掛の属に双方の訴えを聴かしめるのも可とする（掛の属二名は並んで座り訟者および答者を審判するものとする）。もし事柄が重大であることが判明したときには、あるいは訴えが重罪に及ぶときには、二度三度知事参事が糾問すべし”と定め（第7条）、判決については、“判決を下す際には、訟者、答者双方が連署した受書（承諾書）を出させて末永く異論を呈さないことを証し立てさせ、そ

の受書の写しを訟者の管轄庁に送達するものとする”（第8条）と定めている。

第9条は、事実関係が入り組んでいて解明が困難であり、聴訟初日より100日が過ぎても両者の主張が食い違って相容れず、判決が下しがたい場合についての規定である。この場合には、糾問の一部始終を詳しく書面に記録し、その書面を訟者、答者双方に示し、書面の記載に誤りがないことを証印せしめ、かつ、その書面に庁印を押して訟者、答者双方に渡し、民部省に出てその裁断を受けさせるものとする、とした。また、解訟の日限については但し書があり、“金穀その他の貸借に関する訴訟の場合には解訟の限度を100日としてはならない。また、訟者、答者に病気その他の事故があつて裁判が遷延した場合も適宜事情を斟酌して、解訟の日限を切つてはいけぬ”とした。

第10条から第13条までは訴訟を民部省に送つてその裁断を仰ぐに際しての規定である。すなわち、“聴訟初日より100日が過ぎても判決を下し難い訴訟については、裁決を求めてこれを民部省に送るものとする。その際該訴訟の審理を行なつていた答者の管轄庁は、その一部始終を記載した書類を訟者の管轄庁に送り、その訴訟について民部省の裁決を請う次第となつたことを知らせなければならない。このとき、訟者の庁官は該訴訟の民部省送付について異議を申し立ててはならない”（第10条）。“訴訟を民部省に送つてその裁断を仰ぐべきことを訟者、答者双方に通達してから15日をもって民部省への出立の期限とする。もし15日を過ぎても民部省へ向けて出立しない場合には落度となる旨を諭し戒めるものとする。ただし、訟者あるいは答者のうちでその郷里が該裁判を管轄し民部省送付を決した官庁から遠隔の地にあるため郷里に帰り旅仕度を調えるのに時間がかかり15日で民部省へ向けて出立し難い者については、出立の日限をしかるべく猶予するものとする”（第11条）。“民部省へ向けての出立期限までの間に訟者と答者とが対談熟議し、その結果内済を請うときには、第5条の手續きに拠りこれを許すものとする”（第12条）。“聴訟初日より100日に至らない場合でも、訟者が頑なに当該裁判の非理を主張し他の聴訟を求めるときは、第9、10、11条^{※7}の手續きに拠り当該訴訟を民部省に送るべし”（第13条）。

以上の通常の訴訟手續きに対して、事件の内容により特別の手續きを定めたのが第14条、第15条、第16条である。第14条、第15条は、堤防、用水路、排水路、および村市山林境界など管轄が交錯している土地に関する訴訟について特別の手續きを定め、第16条は田畑・山林の質地等に関する訴訟について特別の手續きを定める。第14、15条については別に詳しく触れることとする。第16条は、田畑・山林の質地等に関する訴訟について、“田畑・山林の質地等に関する訴訟はすべて争いとなっている当該の土地を管轄する庁において裁決するものとする。ゆえに、訟者、争いとなっている当該の田畑・山林ともに管轄内のものである場合には、第14条の規定に倣つて他の管轄内にある答者を呼び寄せ（この場合には答者の管轄庁の属が付き添ふ必要はない）、訟者は管轄内の者であるが争いとなっている当該の田畑・山林は他の管轄にあるときは第3条の手續きに倣つて訟者を答者の管轄庁に遣わし、そこで裁判を受けさせるものとする。尚、訟者と答者が熟談して内済を請う場合の手續き等は前の条々に倣うものとする”と規定する。第16条は、当該事件の裁判を行なう庁の定め（裁判を管轄する庁）について通常の場合と異なる規定を置いている。

第17条は再訴等に関する規定である。すなわち、第17条は、“すでに裁断した事件であっても、訟者が再訴し、そこで提出した証拠に照らして前の裁断が妥当でないことが判明したときには、その事件の処理方について民部省に伺ひ出、民部省の了解のもとあらためて裁断を下すべし。また、再訴がない場合でも前の裁断を改めないわけにはいかない事件があつたら、事情の一部始終を詳しく書面に記載し、明確な証拠を添えて民部省に伺ひ出、その許可が下りれば同様にあらためて裁断を下すべし”と定めた。

その他、第18条は、遠国の者がその滞在地でその地の士民と争論になり訴訟を起こした場合についての規定、第19条は遠国の者同士がその滞在地で争論になり訴訟を起こした場合についての規定、第20条は訴訟中訟者あるいは答者が死亡した場合についての規定、第21条は訴訟中訟者あるいは答者が行方をくらました場合についての規定、第22条は訴訟の原因が訟者あるいは答者の管轄庁の官吏に関係し裁断を下し難い場合についての規定である。

※6 “通常の”とは、堤防、用水路、排水路、および村市山林境界など管轄が交錯している土地に関する訴訟、田畑・山林の質地等に関する訴訟など、事件の内容により特別の手續を定めている場合を除いた、という意味である。

※7 条文では8、9、10条とあるが、これは内容的に見ると9、10、11条の誤りであると考えられる。

3. 「府藩県交渉訴訟准判規程」全22条のうち、災害対策の観点から注目されるのは、第14条と第15条の2条である。第14条と第15条は、堤防等災害防除施設に関わる訴訟が起こされた場合の特別の手續きを定めている^{※8}。第14条は、堤防、用水路、排水路、および村市山林境界など管轄が交錯している土地に関する訴訟について、①訟者の管轄庁を主とし、訴状にその庁印を押し、それを関係の庁に送達すること、②訴状を受け取った関係の庁の知事・参事は、答者ならびにその里正を呼び出して答書を作らせ、事情や証拠について糾問し、事理至当と認めるときにはその庁の属を付き添わせてこれらの者を訟者の管轄庁に送り法廷に臨ましめること、③付き添いで法廷に臨んだ関係庁の属も訟者の管轄庁の役人と共に地図を検査し、契約の証書を照らし合わせ、帳簿類を調べ検め、あるいは実地に赴いて協議し、審判すること、④そして、当該訴訟の裁決に当たっては、すべて断案を作り、これを民部省に提出し、その判断を仰ぐこと、⑤訴状を受け取ってから答書を送達するまでの期間は通常は10日とすること、しかしながら、尚調査を加える必要がある事件については10日間という期限の設定にこだわらないものとすること、これらを規定する。これは通常の訴訟手續きとは異なっている。異なるのは、①裁判を行なうのが訟者の管轄庁であること（訟者の管轄庁が主となって当該訴訟を遂行すること）、②審理には主となる管轄庁の知参事および属のほかに関係の庁の属も加わること、③判決案（断案）の作成までになされるべきものとして地図の検査、証書の照合、帳簿類の調査、実地の検証などの手續きが定められていること、④判決を言い渡す前に判決案（断案）を作りそれを民部省に提出して判断を仰ぐことの諸点である。

また、第15条は、堤防、用水路、排水路に関する訴訟について、実地に水路を検査して彼我に害がないと認められる場合には説諭を加えて訴訟を取り下げさせるべきであると定める（一方、村市山林の境界を争う訴訟に関しては、細部に至るまで裁断するものとし、対談熟議での決着を許してはならないと定める）。堤防、用水路、排水路に関する訴訟については、実地検査の結果彼我に害がないと認められた場合に、訴訟の取り下げを指導するよう府藩県に求めたのである。

ある地域における堤防や水制など水害防除施設の建設・補修・除去は、必ず流域の他の地域の水利や災害防除、当該河川全体の舟運、河口における土砂の堆積等に大小の影響を与えるから、しばしばこの問題をめぐって管轄地を越えた（跨いだ）争いが生じた^{※9}。「府藩県交渉訴訟准判規程」の中に堤防等水害防除施設をめぐる訴訟についての取り扱い手續きの特記されたのは、このような事情のためである。

※8 “特別の”とは、「府藩県交渉訴訟准判規程」第3条より第13条に規定する通常の訴訟手續きとは異なった、という意味である。

※9 この種の争いの具体的な例としては、信濃川の大河津分水工事をめぐる流域諸地域間の争いが挙げられる。「信濃川分水路鑿割費用高役出金納方ヲ定ム（新発田以下七藩ニ達）」（明治3庚午年6月12日、第399）の項（前掲）を参照せよ（井上洋『明治前期の災害対策法令』（仮題）（近刊予定）に収録）。

2. 「新律綱領」(明治3庚午年12月20日, 第944)(572-666頁。)

第九百四十四 十二月二十日

(上諭以下六十二字朱書)

上諭

朕刑部ニ勅シテ律書ヲ改撰セシム乃チ綱領六卷ヲ奏進ス朕在廷諸臣ト議シ以テ頒布ヲ允ス内外有司
其之ヲ遵守セヨ

明治三年庚午十二月

六年太政官第二百六号改定律例^{*1} 参看十三年第三十六号布告^{*2} ニ依リ消滅新律綱領總目錄^{*3}

首卷

図

七贓図

過失殺傷収贖図

誣輕為重収贖図

獄具図

贖罪収贖例図

徒限内老疾収贖図

故失出入図

五等親図

卷一

名例律上 計一十三条

五刑

閏刑

官吏犯私罪

有官僧徒犯罪

糾彈官吏犯罪

犯罪得累減

流囚家属

勅奏官位犯罪

官吏犯公罪

追奪位記

軍人犯罪

庶人犯罪不的決

無官犯罪

卷二

名例律下 計二十七条

犯罪存留養親

徒流人又犯罪

犯罪時未老疾

犯罪自首

犯罪共逃

公事失錯

犯罪事發逃亡

本条別有罪名

再犯加等罪例

称同罪

称日者以十二時

称等内人

僧尼於受業師

断罪依新頒律

婦女犯罪

老小廢疾収贖

給没贖物

二罪俱發以重論

同僚犯公罪

共犯罪分首從

親属相為容隱

加減罪例

称乘輿車駕

称監臨主守

称両者以金兩

称奴婢雇人

断罪無正条

卷三

職制律 計一十五條

遺失詔書
詔書有違
事応奏不奏
失儀
無故不朝參公座
至下馬牌不下
那移出納
不覺被盜

棄毀官文書
上書奏事錯誤
失誤朝賀
擅離職役
衝突儀仗
出納有違
私借官物

戸婚律 計一十一條

差役不均
盜売田宅
棄毀器物稼穡
逐婚嫁女
子弟私擅用財
奴婢逃亡

欺隱田糧
重典売田宅
立嫡違法
匿父母夫喪
逃亡

賊盜律 計二十二條

盜大祀神御物
盜官文書
盜兵器
監守自盜
強盜
窃盜
盜田野穀麥
奴婢盜家長財物
詐欺取財
兇徒聚衆
盜賊窩主

盜乘輿服御物
盜官印
盜園陵内草木
常人盜
劫囚
盜官私牛馬
親屬相盜
恐喝取財
略売人
夜無故入人家
共謀為盜

人命律上 計一十條

謀殺
謀殺祖父母父母
殺死姦夫
魘魅人
鬪毆及故殺

謀殺本屬長官
謀殺家長
殺一家三人
毒藥殺人
屏去服食

卷四

人命律下 計一十六條

戲殺傷人
詐称殺人
毆死有罪妻妾

誤殺傍人
過失殺傷人
殺奴婢

将屍凶頼	弓銃殺傷人
車馬殺傷人	庸医殺傷人
威逼致死	瘋癲殺人
謀同死	私和人命
移地界内死屍	同行知有謀害
鬪毆律 計一十四条	
鬪毆	宮殿内忿争
毆本属長官	拒毆官司差人
毆受業師	威力制縛
毆家長	毆夫
毆傷妻妾	毆三等親以下尊長
毆二等親尊長	毆祖父母父母
妻妾与夫親属相毆	父祖被毆
罵詈律 計五条	
罵人	罵本属長官
罵家長	罵有服尊長
罵祖父母父母	
訴訟律 計八条	
越訴	承告不理
聽訟回避	誣告
干名犯義	子孫違教
教唆詞訟	官吏詞訟
受贓律 計一十条	
官吏受財	坐贓致罪
事後受財	聽許財物
以財請求	官吏求借財物
家人求索	因公科斂
剋留盜贓	受外国人餽送
卷五	
詐偽律 計九条	
詐為官文書	对詔上書詐不以実
偽造官印	偽造宝貨
偽造斛斗秤尺	偽造私印
詐称官	詐称病死傷
詐教誘人犯法	
犯姦律 計五条	
犯姦	親族相姦
姦家長妻女	姦部民妻女
居喪及僧尼犯姦	
雜犯律 計一十条	

折毀掲榜場	販売鴉片烟
賭博	囑託公事
失火	放火
費用受寄財産	得遺失物
違令	不応為
捕亡律 計六条	
追捕罪人	罪人拒捕
獄囚脱監及反獄逃走	徒流人逃
主守不覚失囚	藏匿罪人
断獄律 計一十一条	
故禁無罪人	陵虐罪囚
与囚金刃	教囚翻異
老幼不拷訊	獄囚誣指無罪人
出入人罪	笞杖不如法
婦人犯罪	死囚奏請待報
断罪不当	
以上通計一百九十二条	

※ 1 「改定律例」（明治 6 年 6 月 13 日，太政官第 206 号）。

※ 2 「刑法改定」（明治 13 年 7 月 17 日，太政官第 36 号布告）。

※ 3 返り点，振り仮名，および目録に付された頁数表記は，省略した。

新律綱領卷三

九年第四十八号布告^{※4}ヲ以テ職制律ヲ廢シ私借官物律例ヲ賊盜律監守自盜ノ部ニ入レ同第七十四号布告^{※5}ヲ以テ私借官物律ヲ廢ス

職制律

事応奏不奏^{※6}

凡軍務。錢糧。制度。死罪。災異。其他。事奏ス可クシテ。奏セサル者ハ。杖七十。上司ニ申ス可クシテ。申セス。下司ニ行ス可クシテ。行セサル者ハ。笞三十。規避スル所アル者ハ。重キニ從テ論ス。

若シ已ニ奏シ。已ニ申シテ。回報ヲ待タス。輒ク施行スル者ハ。並ニ不奏不申ノ罪ニ同。

賊盜律

兇徒聚衆

五年太政官第二百十六号^{※7}ヲ以テ附和隨行者ハ違令ニ照サシム

凡兇徒。衆ヲ聚メ。村市ヲ毀壞燒亡シ。財物ヲ劫奪シ。若クハ。人民ヲ殺死スル者。造意ハ。斬。從ハ。流三等。從ノ手ヲ下シ。人ヲ殺シ。火ヲ放ツ者ハ。絞。其止タ附和隨行シ。場ニ在テ。勢ヲ助クル者ハ。論スルコト勿レ。

若シ地方ノ凶荒ニ乘シ。衆ヲ聚メ。良民ヲ擾害シ。官長ヲ挾制シ。及ヒ賑貸。稍遲キニ因テ。村市ヲ搶奪シ。官廨ニ喧鬧シ。及ヒ私憤ヲ懷挾シ。衆ヲ聚メテ。市ヲ罷メ。官ヲ辱ムル者。並ニ首ハ。絞。從ハ。流三等。其余ノ附隨ハ。亦論スルコト勿レ。

- ※ 4 「新律綱領改定律例中職制律並ニ官吏ノ公罪ニ係ル律例ヲ廢シ官吏職務上ノ過失ハ懲戒セシム」(明治9年4月14日, 太政官第48号布告)。
- ※ 5 「改定律例中私借官物律例ヲ廢シ雇人盜家長財物律例改正」(明治9年5月19日, 太政官第74号布告)。
- ※ 6 前後はすべて省略し, 新律綱領中災害に関係する罪刑の部分(二か所)のみを抜粋した。句点は原文。
- ※ 7 「新律兇徒聚衆律中附和隨行ノ者ハ贖罪セシム」(明治5壬申年8月3日, 太政官第216号)。本布告により, それまで罪に問わないとしていた騒擾時の附和隨行者に対し, 違令の軽重に応じて罰金刑が科されることになった。この改定は, 騒擾参加者のなかでの処罰対象者の拡大を意味し, 当時盛んに発生していた農民騒擾への政府の抑圧的な姿勢の強化を表わす。

【註】新律綱領は, 明治3年12月に発布された刑法典である。全6巻8回14律192条から成る(法典の具体的構成については上掲の新律綱領総目録を参照せよ)。明治政府は秩序維持のため刑法典編纂の急務であることを認識して, 発足当初の刑法事務科時代(明治元年正月17日~2月2日)あるいは刑法事務局時代(同2月3日~閏4月20日)よりその作業に着手し, まず刑法官における執務の準則として仮刑律を定めた(明治元年)。明治2年に入ると政府は刑法官(→刑部省)を中心に統一的刑法典の編纂作業を進め, 明治3年12月に官司を名宛人として新律綱領(本件)を発布し, 府藩県にこれを頒布した^{※8}。

新律綱領中災害に関係する条目はふたつある。ひとつは, 卷三職制律中の「事応奏不奏」律で, もうひとつは同じく卷三賊盜律中の「兇徒聚衆」律である。

職制律中「事応奏不奏」律は, 本来官吏が上司に, 地方官が政府に報告しなければならない事件(の発生)について, これを報告しなかったことを罪として掲げ, 刑を定めたものである。この《本来官吏が上司に, 地方官が政府に報告しなければならない事件》の中に, 災異(天災地変)が入っている。すなわち, “およそ軍務や錢糧(租税), 制度, 死罪, 非常の災害その他政府に報告すべき事で, その報告をしなかった者は, 杖刑に処す。杖70。同じくおよそ軍務や錢糧(租税), 制度, 死罪, 非常の災害その他上司に報告すべき事で, それをしなかった者, また軍務や錢糧(租税), 制度, 死罪, 非常の災害その他下僚に対処させるべき事で, それをしなかった者は, 笞刑に処す。笞30。この件に関し, 法を犯しながら, たくみにその罪を逃れんとする者については, その重い軽いに従って罪を裁くものとする。また, すでに, 政府に報告し, 上司に申告した事案について, それへの返答を待たずに対応した者は, 不奏不申の罪と同じ扱いとする。”この「事応奏不奏」律を災異(非常の災害, 天災地変)に注目して読むと, これは災異に際して, 政府への報告義務(災害報告義務), 属官については上司への申告義務(災害通報義務), 上長に関しては下僚への対処命令発出義務(災害対処命令発出義務), 上長の指示に基づく下僚の災害への対処義務を規定している, と解せる。

賊盜律中「兇徒聚衆」律は, “兇徒が人々を集めて村や市を破壊しまた焼き, 財物を奪い取り, もしくは人民を殺害したときには, その発頭人は斬に処す。また, 追従者は流三等に処す。追従者のうち, みずから手を下して人を殺し, 火を放った者は, 絞に処す。ただ附和隨行し, その場において氣勢をあげただけの者は, 罪に問わないものとする。 / 地方の凶荒に乗じて人々を集め, 騒ぎ立てて良民を従え, 官長を挟制し, 救済が遅いという理由で村々あるいは市で略奪をおこない, 官署に押しかけて騒ぐ者, および, 私憤から出発して人々を集めて市を中止させ, 官を辱める者, これらについてはともに, 首謀者は絞, 追従者は流三等に処す。またその他の附和隨行者は罪に問わないものとする”というものである。「兇徒聚衆」律では, まず騒擾一般についての罪刑規程を置いたあと, 後段でとくに凶荒時の農民騒擾(賑貸など災害に際しての救済措置を求める農民一揆

など)を取り上げ、それに関する罪刑規定をおこなっている。これは、当時政府が凶荒時に賑貸や減租を求めた農民の運動をいかに脅威に感じていたかを示すものである^{※9}。

※8 新律綱領は、「支那法系の刑法であり、明清律等を基とし、これに養老律・御定書百箇条等を参酌したものであって、西洋刑法の影響はほとんど見られない。」(開国百年記念文化事業会(編纂)(編纂委員石井良助)『明治文化史2法制編』,洋々社,1954年8月,277頁。)新律綱領については、同書,276-282頁を参照せよ。尚,新律綱領は、明治15(1882)年1月1日、刑法(明治13年7月17日公布)の施行により、改定律例(明治6年6月13日公布)とともに、廃止された。

※9 尚,明治2,3年期の農民騷擾の多発については、青木虹二「明治初期農民一揆年表(明治1~10)」(『歴史学研究』,第318号,1966年11月),同『明治農民騷擾の年次的研究』(新生社,1967年2月)を参照されたい。また、横山晃一郎は、明治3年暮れ以降政府の農民騷擾への態度が厳罰化に向かっていくことを、指摘している(横山晃一郎「刑罰・治安機構の整備」,所収、福島正夫(編)『日本近代法体制の形成上巻』,日本評論社,1981年11月,298-299頁)。

2. 新律綱領ののち、刑法典の編纂・整備は、改定律例(明治6年6月公布)を経て、明治13(1880)年7月公布の刑法へと至る^{※10}。これら後継の法典において、災害関係の条目がどのように取り扱われたか、ここでそのあらましを見ておきたい^{※11}。

まず明治6年の改定律例^{※12}について見る。

①改定律例賊盜律に、新律綱領中兇徒聚衆律の後継規程として、「兇徒聚衆条令」が置かれた(全4条,第151条~第154条)。「兇徒聚衆条令」は、内容的には、明治5年8月3日発出の太政官第216号(布告)「新律兇徒聚衆律中附和隨行ノ者ハ贖罪セシム」に見られた、騷擾参加者への処罰対象の拡大、刑の重化の傾向を受け継いでいる。ただし、改定律例の「兇徒聚衆条令」には、新律綱領中の兇徒聚衆律に見られた凶荒時の農民騷擾を明示した罪刑規定は見当たらない。

②災害に関する規程として、戸婚律の「棄毀器物稼穡条令」中に、新たに、堤防や水柵、石籠など水防施設の破壊・毀損に関する罪刑規定が設けられた(第111条)。

2-2. 次に、明治13(1880)年7月公布、同15(1882)年1月1日施行の刑法について見る。

①刑法第2編「公益ニ関スル重罪輕罪」中第3章「靜謐ヲ害スル罪」の第1節に「兇徒聚衆ノ罪」が置かれた(第136条~第138条)。内容的には、改定律例中の「兇徒聚衆条令」を受け継ぐ。騷擾一般、とくに凶荒時の農民騷擾——賑貸など災害に際しての救済措置を求める農民一揆——を取り締まる目的の、新律綱領の兇徒聚衆律は、「新律兇徒聚衆律中附和隨行ノ者ハ贖罪セシム」(明治5壬申年8月3日,太政官第216号),改定律例「兇徒聚衆条令」を経て、刑法の「兇徒聚衆ノ罪」へとその内容が引き継がれたのである。

②刑法第3編「身体財産ニ対スル重罪輕罪」中第2章「財産ニ対スル罪」第8節には「決水ノ罪」が掲げられ(第411条~第414条),故意または過失に因り堤防を決潰しまたは水門等治水施設を毀壞して水害を生ぜしめた者を処罰する規定が設けられた。これは、系譜的には改定律例の第111条を引き継ぐものと解される。故意過失を問わず堤防・水門などの水害防除のための施設を破壊した者を「決水ノ罪」に問うこの条項は、機能的には災害予防のための河川警察的な規定と見做される。

③刑法中河川警察的規定としては、そのほかに、第4編「違警罪」第429条の一に、「橋梁又ハ堤防ノ害ト為ル可キ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者」を「五錢以上五十錢以下ノ科料ニ処ス」との規程が見られる。

④刑法中第4編「違警罪」第426条の二には、「水火其他ノ変ニ際シ官吏ヨリ防禦ス可キノ求メラ受ケ傍觀シテ之ヲ肯セサル者」を「二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五十錢以上一円五十錢以下ノ科料ニ処ス」との水防消防活動への非協力者を罰する規定が置かれた。災害対策という観点から

すると、これは、人民に対し、官吏の求めに応じて水防消防の活動に助力することを義務づけたもの、と解せられる。

※ 10 明治 13 年 7 月公布の刑法が近代的罪刑法定主義を宣言した近代的刑法典の最初のものである。

※ 11 尚、詳しくは、後掲するそれぞれの項目（「改定律例」、明治 6 年 6 月 13 日、太政官第 206 号、「刑法改定」、明治 13 年 7 月 17 日、太政官第 36 号布告）を参照のこと。

※ 12 『明治文化史 2 法制編』は、新律綱領と改定律例との関係について次のように述べている。すなわち、「改定律例は新律綱領に対比すべきこれにかわる法典ではない。新律綱領を基として、これを修正増補するもので、両者相並んで行われたのである」（開国百年記念文化事業会（編集）（編集委員石井良助）『明治文化史 2 法制編』、282 頁）。

3. 「租税並ニ出納勘定仕上規則改正」（明治 4 辛未年正月 13 日、太政官第 17）（31-51 頁。）

五年四月大蔵省達^{*1}ヲ以テ改ム

第十七 正月十三日 府 県

一租税並出納勘定仕上規則^{*2}相改候ニ付別冊雛形其外相添此旨相達候事

※ 1 「租税帳大積明細帳租税勘定帳等ヲ廢シ諸帳簿式改正」（明治 5 壬申年 4 月、大蔵省）。

※ 2 「勘定帳記載方ヲ定ム」（明治 3 庚午年 3 月 7 日、第 179）。

（別冊）

一租税ノ儀諸上納諸払向トモ翌年九月ヲ限明細勘定仕上致シ十二月中旬迄ニ可差出旨去已九月中相達置候^{*3} 処誤解致シ候向モ有之兼而相達候皆済期月^{*4} 及延引候ニ付今般相改同年租税勘定仕上ヨリ以来総而諸渡方ノ分ハ本年租税ノ内凡積ヲ以引当置米金致シ仕払向ハ左ニ相達候通別段勘定仕上可取計事ニ付租税勘定仕上ノ方ハ置米金ノ名目ヲ以テ払ニ相立可申依テハ其余ノ金穀無遅延相納勘定組諸伺等相済次第皆済期月ヨリ三ヶ月迄ノ内租税勘定目録可差出若皆済遅延ニ及ヒ候歟其他期限通勘定目録難差出筋モ候ハ、右三ヶ月目其訳書付可差出事

五年太政官第三百七十五号^{*5} 参看

一前条租税勘定仕上払ニ相立候置米金ハ本年十月ヨリ翌年九月迄ノ諸渡方取計勘定組諸伺等相済次第当省及ヒ民部省ヨリ別段請取支払候米金一同出納勘定目録相仕立十一月限可差出尤渡済残金穀ハ次年之置米金へ差足可申事

但諸渡方之内従前正月ヨリ十二月迄一ヶ年定額有之分以来本年十月ヨリ翌年九月迄ヲ限勘定仕上取計候ニ付右限月中之定額ト相心得去已年ハ改革初年ニ付同正月ヨリ九月迄之分月割ヲ以一同可相渡事^{*6}

一右之通相達候ニ付テハ去已年租税勘定仕上之儀何レモ皆済期月ヨリ三箇月過去候儀ニ付前条之趣ヲ以テ取調右勘定目録早々可差出若延引之子細モ候ハ、其段書付可差出事

一前条置米金之儀当年ヨリ以来年々伺之上可取計事

一先達而相達候歳入歳出差引総計表ノ儀ハ^{*7} 租税及ヒ出納勘定目録改済相達候上早々取調可差出右置米金ニ関係之廉々組入方相改り候略解ハ追テ可相達事

右之通可相心得候租税勘定目録相改候廉書並案文共相達候事

庚午十一月

大 蔵 省

※ 3 「府県収支ノ帳簿及正租目録大積明細帳進致期限ヲ定ム」（明治 2 己巳年 9 月、第 951）。これには、「此度諸府県規則被為立候上ハ昨年来諸上納諸払向トモ当九月ヲ限明細勘定イタシ仕上十二月中旬迄ニ当省へ可差出候

事]、「来十月ヨリ諸帳面新規相仕立来午年九月ヲ限勘定仕上前同様可取計」とある。ここで、「諸府県規則」とは、「府県奉職規則」（明治2己巳年7月27日、第675）、「県官人員并常備金規則」（明治2己巳年7月27日、第676）を指す。

- ※ 4 「諸国御料所御年貢皆済期月ヲ定ム」（明治2己巳年6月3日、第500）、「諸国御料所御年貢皆済期月定ノ内改正」（明治2己巳年8月24日、第796）、「貢租米金皆済期月ノ内改定」（明治2己巳年9月25日、第932）。これらの達により、金方は、関東筋は年内、その他は正月から2月、米方は、関東筋は正月、その他は遠近に応じ3月から7月が皆済期月と定められた。
- ※ 5 「改暦ニ付租税上納及金穀出納民間貸借等取扱方」（明治5壬申年11月27日、太政官第375号）。
- ※ 6 当時の会計年度は次のとおりである。第1期は、慶応3年12月より明治元年12月。第2期は、明治2年1月より明治2年9月。第3期は、明治2年10月より明治3年9月。第4期は、明治3年10月より明治4年9月。
- ※ 7 「府県歳入歳出差引表編制例則分類略解ヲ頒ツ」（明治3庚午年9月12日、第587）、参照（井上洋『明治前期の災害対策法令』（仮題）（近刊予定）に収録）。

【註1】 租税ならびに出納勘定の仕上規則の改正を府県に伝える大蔵省の達である^{*8}。租税ならびに出納勘定の仕上げについては、10月から翌年9月を一会計年度と定め、「府県収支ノ帳簿及正租目録大積明細帳進致期限ヲ定ム」（明治2己巳年9月、第951）により、会計年度終了後12月中旬までに勘定を仕上げて目録を大蔵省に提出するよう指示したが、この指示を誤解して租税納付に遅延が見られるので仕上規則の改正を行なうとしている^{*9}。改正の眼目であるが、それは、渡方の分はすべておおよその見積りを立てて租税の中から引き当ておくべきもの（置米金）として処理し、その残りの金穀は遅延なく大蔵省に上納すべしとした点である。これによって勘定仕上の未了を理由とした租税納付の遅延を封じようとしたのである。本達は、府県に対して租税の期限内皆済を督励する趣旨のもので、当時の大蔵省の収税強化策の一環である^{*10}。

本達にはもうひとつ意義がある。それは、当時大蔵省が進めていた財務会計関係の諸帳簿の統一のための措置であるという点である。『大蔵省百年史』は、明治の初年「新政府は諸官庁の財務を統一し、全国の租税を集中的に収納する必要に迫られ」ていたが、財務会計帳簿の様式の不統一がそれを困難にしていたとして、その事情を次のように書いている。「新政府成立の当初、中央・地方の諸官庁は旧来の勘定帳によってその会計を經理してきたが、この勘定帳は収入と支出を一系列に記入していくものであるうえに、収支の科目が一定していないため、諸官庁間の収支はもちろん、同一官庁の毎年の収支すら比較できないものであった。」「大蔵省設置後まもない2年9月には会計年度の創設に伴い、各省・府県に対して9月以前の収支の報告を求め、また10月以降の収支については帳簿を新製して翌年9月までの決算を行なうことを命じたが、その目的を達しなかった。」^{*11} こうして、政府の財政の確立に当たって帳簿の様式の統一が不可欠、急務と意識されるようになったのである。本件は府県の出納勘定目録の仕上規則に雛形を付け添えているが、これは財務会計関係の諸帳簿の統一の動きに属するものである^{*12}。

- ※ 8 本達は、災害対策関係法令の分類上で見ると、災害対策の実体的活動を命じる法令ではなく、災害対策の実体的活動に関わる経費についてその帳簿記帳の仕方を指示するもの（災害対策の実体的活動に係る経費の、帳簿への記帳の仕方を、指示する法令）である。本達に挙げられている帳簿上の項目から、当時の、府県の支出に係る災害対策の仕方を、一覧することができる（尚、同種の法令として、「勘定帳記載方ヲ定ム」、明治3庚午年3月7日、第179（前掲）も見よ）。この点を踏まえて本達を性格付けるならば、本達は、大蔵省が、府県の支出に係る災害対策の活動の全体を、租税勘定帳および出納勘定帳の作成、提出を介して把握し、統制せんとしたものである。

- ※ 9 本達については、大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（上巻）』（所収、大内兵衛・土屋喬雄（編）『明治前期財政経済史料集成 第二巻』、原書房、1978年12月、復刻版、原版の史料集成改造社版は1932年6月刊）、307頁も参照のこと。
- ※ 10 当時の大蔵省の収税強化策とそれが引き起こした問題についてはすでに述べた。「畑方貢米引方ハ稟候処置セシム」（明治3庚午年正月28日、第62）の項を見よ（井上洋『明治前期の災害対策法令』（仮題）（近刊予定）に収録）。
- ※ 11 大蔵省百年史編集室（編）『大蔵省百年史上巻』（大蔵財務協会、1969年10月）、41頁。
- ※ 12 しかし、諸帳簿の統一は容易ではなかった。それは、「租税の大部分が米穀その他の現物収入であ」ったこと、そのうえ「貨幣収入もまた価値が異なる多種多様な通貨であ」ったために同一単位で記帳できなかったことなどによる。参照、同上、41-42頁。

用紙西ノ内寸法竪一尺五寸横七寸五分末へ二枚ツ、白紙ヲ入レ

扣ノ分葶繩綴ニシテ差出シ改済達次第清書袋綴ニシテ出スヘシ

年号干支年十月ヨリ

年号干支年九月マテ

何国／何国出納御勘定目録

何 府

何 県

何藩御預所

年号干支年十月ヨリ／年号干支年九月マテ出納御勘定目録

一米何程

金何程

置米金

内

米何程

金何程

支置米金諸渡方残

是者何何国村々去々支置米金ノ内諸渡方残同十月ヨリ去支九月マテ出納御勘定払ニ相立候分証文有之元ニ組如斯

米何程

金何程

支置米金

是者同国村々去支租税ノ内同十月ヨリ当支九月マテ諸渡方置米金去支租税御勘定払ニ相立候分証文有之元ニ組如斯

一金何程

従民部省請取

是者堤防入用請取候分証文有之元ニ組如斯

一米何程

金何程

従大蔵省請取

是者内米何程金何程者何入用米何程金何程ハ何々金何程者何入用請取候分証文有之元ニ組如斯

一金何程

何々貸渡返納

是者何国村々貸渡高金何程支ヨリ支迄何ヶ年賦ノ内去支返納取立候分証文有之元ニ組如斯
 一金何程 何々貸渡返納

是者何国何村貸渡高金何程支ヨリ支マテ何ヶ年賦ノ内去支返納取立候分証文有之元ニ組如斯
 合米何程
 金何程

右渡方
 金何程 大蔵省納
 米何程
 金何程 菜種代米永

是者何何国村々菜種納高本石何程ノ内何程者本石何程ニ何程延此斗立何程斗立一石ニ付代米何程宛何程者本石何程ニ付代永何程宛去支年分証文有之置米金ノ内ヲ以相渡如斯

此廉斗立之ナキ国々ハ取捨認ムヘシ

米何程 井堰料米

是者何何国村々井堰料米去支十月ヨリ当支九月マテノ分証文有之置米ノ内ヲ以相渡如斯

去已十月ヨリ当午九月迄ノ勘定仕上ハ左ノ通

是者何何国村々井堰料米内米何程者去已十月ヨリ当午九月迄ノ分米何程者御勘定仕上御改革初年ニ付

去已正月ヨリ九月マテ之分書面之通証文有之置米ノ内ヲ以相渡如斯

米何程
 金何程 用水潰地代米永

是者何何国村々用水潰地代米永去支十月ヨリ当支九月迄ノ分証文有之置米金之内ヲ以相渡如斯

去已十月ヨリ当午九月マテノ勘定仕上認メ振前同斷

米何程 用水関枿見守給米

是者何何国村々用水関枿見守給米去支十月ヨリ当支九月迄ノ分証文有之置米ノ内ヲ以相渡如斯

去已十月ヨリ当午九月迄ノ勘定仕上認メ振前同斷

米何程 養老扶持米

是者何何国村々八十八歳以上ノ者何人ノ内何人者去支十月朔日ヨリ当支九月晦日迄小ヲ引キ日数幾日此延日数幾日一人ハ去支十月朔日病死ニ付一日何人ハ当支正月朔日ヨリ同九月晦日迄小ヲ引日数幾日此延日数幾日合延日数幾日此米何程但一日一人ニ付米何程宛百歳以上ノ者何人ハ去支十月朔日ヨリ当支九月晦日マテ小ヲ引日数幾日此延日数幾日此米何程但一日一人ニ付米何程宛合書面之通証文有之置米ノ内ヲ以相渡如斯

金何程 御廻米運賃米石代

内

金何程 何 国

此運賃米何程 但何宿支何月中旬市相場平均下米一石ニ付金何程

金何程 何 国

此運賃米何程 但何町支何月中（マ）市相場平均下米一石ニ付金何程

内

金何程

此米何程 但何村右同斷下米一石ニ付金何程

金何程

此米何程 但何村右同断下米一石ニ付金何程

是者何何国村々去支御廻米運賃米石代証文有之置金ノ内ヲ以相渡如斯

米何程

金何程

庁中官禄

是者知県事以下何々マテ官禄去支十月ヨリ当支九月マテノ分明細書有之置米金ノ内ヲ以相渡如斯

此廉府並御預所ハ除クヘシ

金何程

庁中諸費

是者庁中諸費官員巡察入費並何々以下之俸給等米渡之分者石代ヲ以支払候積支配高何万石ノ定額去支十月ヨリ当支九月迄ノ分置金ノ内ヲ以相渡明細書有之如斯

此廉前同断但県庁限仕上致シ置別段申出ルニ及ハサル旨相達置候得共中ニハ過不足之儀モ之アル哉ニ相

聞候間当分ノ内支払方明細書相添差出スヘシ

金何程

庁中常備

是者庁中常備支配高何万石之定額去支十月ヨリ当支九月迄ノ分金何程ノ内何々其外入用渡方之分明細書有之置金ノ内ヲ以相渡如斯

此廉府並御預所ハ除クヘシ

米何程

牢舍人飯米

是者入牢無宿何人内男何人延日数幾日之内入出牢本日延日数幾日者半賄之積此米何程但一日一人ニ付米何程ツ、女何人延日数幾日ノ内入出牢本日延日数幾日者半賄之積此米何程但一日一人ニ付米何程宛合書面之通証文有之置米ノ内ヲ以相渡如斯

此廉御預所ハ除クヘシ

米何程

金何程

支口米永庁中諸費可相成分

是者去支租税口米永庁中諸費可相成分証文有之置米金ノ内ヲ以相渡如斯

此廉府県ハ除クヘシ

米何程

金何程

支置米金残

是者置米金之内前書廉々渡済残払ニ相立当支十月ヨリ来支九月迄出納御勘定元ニ組可仕上分証文有之如斯

金何程

堤防入用

是者何何国村々堤防入用証文有之民部省ヨリ請取相渡如斯

米何程

金何程

庁中官禄

是者庁中官禄去支十月ヨリ当支九月迄ノ分明細書有之大蔵省ヨリ請取相渡如斯

此廉県並御預所ハ除クヘシ

金何程

何々貸渡

是者何国村々何々貸渡来支ヨリ支迄何ヶ年賦返納之積証文有之大蔵省ヨリ請取貸渡如斯

金何程

何々貸渡

是者何何国村々何々貸渡来支ヨリ支迄何ヶ年賦返納(マ)之積証文有之大蔵省ヨリ請取貸渡如斯

此外諸渡方之品之アラハ此振合ニ倣ヒ廉限り認ムヘシ

渡合

米何程

内米何程

諸渡方

米何程	置米残
金何程	
内金何程	大蔵省納
金何程	諸渡方
金何程	貸渡
金何程	置金残

右者何府／何県支配所／何藩御預所何国去支十月ヨリ当支九月迄出納御勘定仕上書面之通候也
苗字 官名 印

年号干支年十一月

大 蔵 省

租税勘定目録案先達テ相達置候処^{※13}以来諸渡方之分置米金ヲ以渡方致シ当省及ヒ民部省ヨリ別段請取支払候米金一同別勘定仕上ニ取計候様今般相達候ニ付テハ租税勘定目録仕組方相改候廉左之通

元組之中

一置居米金之廉可相除事

渡方之中

一置米金之廉如左可相認事

米何程

金何程

置米金

是者何何国村々去支租税之内同十月ヨリ当支九月迄諸渡方引当置米金出納御勘定元ニ組可仕上分証文有之払ニ相立如斯

去已年分仕上ハ左ノ通り

是ハ何何国去已租税ノ内諸渡方引当置米金出納御勘定元ニ組可仕上分証文有之払ニ相立如斯

渡方之中

一右置米金及困穀貯穀二十分一下穀海中捨失墜米等ニ類シ候品之外今般相達候置米金ヲ以渡方可相成廉々並渡合内書諸渡方之廉共可相除事

但本文海中捨失墜米有之節ハ渡合内書へ右之名目員数共可認出事

右之通候事

※ 13 「勘定帳記載方ヲ定ム」（明治3 庚午年3 月7 日，第179）。

己巳年限リ此振合ニ取調差出シ戊辰年置米金残ノ廉ハ其有無ニ従ヒ文段トモ取捨アルヘク租税勘定仕上ノ節ハ本書查合済戻スヘクニ付写ヲモ添出スヘシ

用紙美濃紙袋綴

租税司掛

何国何国村々去々辰置米金残並去已租税之内置米金御勘定組書付^{※14}

何 府

何 県

何藩御預所

一米何程

金何程

何ノ何国村々辰置米金残

是者去々辰租税御勘定払ニ相立候分

一米何程

金何程

同断已置米金

此廉員数認方ハ別紙出納勘定目録案見合置米金ヨリ渡方ノ廉々及ヒ渡方残トモ合計シ右ノ内辰置米金残引

去リ之ヲ記スヘシ

合米何程

金何程

右者去々辰置米金残並去已租税之内諸渡方引当置米金書面之通候間同年置米金者去已年租税御勘定払ニ相立候上去々辰置米金残一同去已十月ヨリ当午九月迄之出納御勘定元ニ組仕上可申依之御証印有之度候也

苗字 官名 印

明治三庚午年 月

大 蔵 省

※ 14 去已租税之内諸渡方引当置米金を已年の租税勘定の払に立て、去々辰置米金残とともに、「去已十月ヨリ当午九月迄之出納御勘定」の元に組み付けることの承認を、租税司に求める書類。

定額アレトモ全年ニ涉ラス一時限り渡シ方成ルヘキ品々ノ類一紙ニ認メ証印受ケ置勘定仕上ノ度々写ヲモ添ヘ突合セニ出スヘク右本書ハ査合済戻スヘシ

用紙美濃紙袋綴各司限別帳ニスヘシ

何司掛

何国何国村々定式諸渡方御勘定組書付

何 府

何 県

何藩御預所

一米何程

金何程

菜種代米永

内

掛高何程

但高百石ニ付菜種何程

菜種何程

但本石何程ニ付何程延

此斗立何程

但斗立何程ニ付代米何程

此廉斗立之ナキ国々ハ取捨認ムヘシ

米何程

何国何ノ何郡 村々

何国何郡 村々

掛高何程

但高百石ニ付菜種何程

菜種何程

但本石何程ニ付代永何程

金何程

何国何郡 村々

此外石ニ類シ候品之アラハ此振合ニ倣ヒ廉限り認メ末ニ米金ノ合計ヲ左ノ通り認ムヘシ

合米何程

金何程

右者何府／県支配所／何藩御預所何何国村々定式諸渡方書面之通候間右米金去巳年ヨリ以来其年々置米金之内ヲ以テ相渡本年十月ヨリ翌年九月迄之出納御勘定払ニ相立可申依之御証印有之度候也

苗字 官名 印

年号干支年月

大藏省

定額全年ニ関シ月割渡シ方ニ成ルヘキ品々ノ類一紙ニ認メ証印受ケ置勘定仕上ノ度々写ヲモ添ヘ突合セニ出スヘク右本書ハ查合済戻スヘシ

用紙美濃紙袋綴各司限別帳ニスヘシ

何司掛

何国何国村々十月ヨリ九月迄定式諸渡方御勘定組書付

何 府

何 県

何藩御預所

何国何郡何村何村

何国何郡何村

同国何郡何村

井堰料米

一米何程

何国何郡何村

一米何程

用水潰地代米永

金何程

何国何郡何村

一米何程

用水関梓見守給米

此外右ニ類シ候品之アラハ此振合ニ徴ヒ廉限り認ムヘシ

合米何程

金何程

右者何府／県支配所／何藩御預所何何国村々十月ヨリ九月迄定式諸渡方書面之通候間右米金去巳年ヨリ以来其年々置米金之内ヲ以テ相渡本年十月ヨリ翌年九月迄之出納御勘定払ニ相立可申依之御証印有之度候也

苗字 官名 印

年号干支年月

大藏省

租税勘定仕上ノ節ハ本書查合済戻スヘクニ付写ヲモ添出スヘシ

用紙美濃紙袋綴

租税司掛

何国何国村々去支口米永御勘定組書付

何藩御預所

掛米何程 但掛米何程ニ口米何程

何国何ノ何ノ何郡村々

何国何ノ何郡村々

一米何程

口 米

此斗立何程 但本石何程ニ何程延

此廉斗立之ナキ国々ハ取捨認ムヘシ

内米何程

米 納

米何程

石代金納

此代金何程

内米何程

何 国

此代金何程

但何直段ノ米壹石ニ付金何程

米何程

何 国

此代金何程

但何直段ノ米壹石ニ付金何程

掛永何程 但掛永何程ニ口永何程

外永何程 口永不掛分

右同断

一金何程

口 永

合米何程

金何程

右者何藩御預所何何国村々去支口米永書面之通候間右米永取立之同年租税御勘定元ニ組置米金へ差加払ニ相立庁中諸費ニ遣払去支十月ヨリ当支九月迄之出納御勘定元払ニ組仕上可申依之御証印有之度候也

苗字 官名 印

年号干支年月

大蔵省

己巳十月ヨリ庚午九月迄ノ勘定組ニ限り此振合ニ取調差出スヘシ

用紙美濃紙袋綴各司限別帳ニスヘシ

何司掛

何国何国村々臨時諸渡方御勘定組書付

何 府

何 県

何藩御預所

高米何程 但十二月割一ヶ月米何程

去巳正月ヨリ同九月迄ノ分

何国何郡何村何村ノ何国何郡何村ノ何国何郡何村

一米何程

井堰料米

外米何程 去巳十月ヨリ当年九月マテノ分

是者以来渡方之儀共別紙御勘定組書付差出候分

高米何程

金何程 但右同断米何程／金何程
 右同断
 一米何程 何国何郡何村
 金何程 用水潰地代米永
 外米何程 右同断
 金何程 右同断
 是者右同断

高米何程 但右同断米何程
 右同断 何国何郡何村
 一米何程 用水関枿見守給米
 外米何程 右同断
 是者右同断

此外右ニ類シ候品之アラハ此振合ニ倣ヒ廉限リ認ムヘシ

合米何程
 金何程
 右者何府／何県支配所／何藩御預所何国何村々諸渡方従前正月ヨリ十二月迄一ヶ年限相渡来候処去
 已年以來年々十月ヨリ翌年九月ヲ限置米金ヲ以可相渡尤去已年ノ儀者御改革初年ニ付同正月ヨリ九
 月迄之分ヲモ一同渡方可取計旨等今般御達ニ付置米金之内ヲ以書面之通相渡候間右米金去已十月ヨ
 リ当午九月迄之出納御勘定払ニ相立可申依之御証印有之度候也

苗字 官名 印

明治三庚午年 月

大藏省

 己巳十月ヨリ庚午九月迄ノ勘定組ヨリ以來此振合ニ取調差出スヘシ

用紙美濃紙袋綴各司限別帳ニスヘシ

何司掛

何国何国置米金之内

支十月ヨリ支九月迄諸渡方御勘定組書付

何 府

何 県

何藩御預所

一米何程 養老扶持米
 是者何国何郡何郡何郡何国何郡何郡村々八十八歳以上之者何人之内何人者去支十月朔日ヨリ当支九月晦日迄小
 ヲ引日数幾日此延日数幾日一人ハ去支十月朔日病死ニ付一日何人者当支正月朔日ヨリ同九月晦日迄小ヲ引日数
 幾日此延日数幾日合延日数幾日此米何程但一日一人ニ付米何程宛百歳以上之者何人者去支十月朔日ヨリ当支九
 月晦日迄小ヲ引日数幾日此延日数幾日此米何程但一日一人ニ付米何程宛合書面之通相渡如斯

一金何程 御廻米運賃米石代
 内
 支御廻米高何程 但御廻米一石ニ付運賃米何程 何国何郡何郡何郡村々

金何程 但何宿支何月中旬市相場平均下米一石ニ付金何程

此運賃米何程

同何程 但右同斷運賃米何程 何国何郡何郡村々

金何程

此運賃米何程

内

金何程 但何町支何月中〔旬〕市相場平均下米一石ニ付金何程

此米何程

金何程 但何村右同斷下米一石ニ付金何程

此米何程

是者去支年分相渡如斯

一米何程 牢舎人飯米

是者入牢無宿何人内男何人延日數幾日之内入出牢本日延日數幾日者半賄之積此米何程但一日一人ニ付米何程宛
女何人延日數幾日之内入出牢本日延日數幾日者半賄之積此米何程但一日一人ニ付米何程宛合書面之通相渡如斯

是廉御預所ハ除クヘシ

此外右ニ類シ年々不同渡方ノ品之アラハ此振合ニ倣ヒ廉限り認ムヘシ

合米何程

金何程

右者何府／何県支配所／何藩御預所何何国村々置米金之内去支十月ヨリ当支九月迄諸渡方書面之通
候間右米金出納御勘定払ニ相立可申依之御証印有之度候也

苗字 官名 印

年号干支年月

大 藏 省

己巳十月ヨリ庚午九月迄之勘定組ヨリ以来此振合ニ取調差出シ払組ノ廉突合ノ節ハ次キ仕上ニ至リ元組ノ廉突合ノ為
メ本書查合済戻スヘクニ付写ヲモ添へ出スヘシ

用紙美濃紙袋綴

租税司掛

何国何国村々去支置米金残御勘定組書付

何 府

何 県

何藩御預所

高米何程

金何程

前々年置米金残トモ合計シタル員數ヲ認ムヘシ

内米何程

金何程

是者去支十月ヨリ当支九月迄之諸渡方別紙御勘定組書付有之候分

去巳十月ヨリ当年九月マテノ勘定仕上ハ左ノ通り

是者諸渡方別紙御勘定組書付有之候分

一米何程

金何程

何国／何国村々 支置米金残

右者去支置米金之内諸渡済残書面之通候間右米金同十月ヨリ当支九月迄之出納御勘定払ニ相立同十月ヨリ来支九月迄之右御勘定元ニ組仕上可申依之御証印有之度候也

苗字 官名 印

年号干支年月

大藏省

庚午年分ヨリ以来年々此振合ニ取調差出シ租税勘定仕上ノ節ハ本書查合済戻スヘクニ付写ヲモ添出スヘシ
用紙美濃紙袋綴

何国何国村々当支租税之内置米金伺書

何 府

何 県

何藩御預所

一米何程

金何程

何国何国村々 支置米金

外米何程

金何程

支置米金残

前年置米金渡済残ナリ

是者別紙御勘定組書付有之候分

合米何程

金何程

此引当

米何程

金何程

菜種代米永

米何程

井堰料米

米何程

金何程

用水潰地代米永

米何程

用水関枠見守給米

米何程

養老扶持米

金何程

御廻米運賃米石代

米何程

庁中官禄

此廉府並御預所ハ除クヘシ

支配高何万石之定額
金何程 庁中諸費

右同断

同断

金何程 庁中常備

右同断

此外渡方ノ品之アラハ此振合ニ倣ヒ廉限認ムヘシ

米何程

金何程 凡積引当

此廉牢舎人飯米等員数兼テ見定メカタキ品々ノ分合計シテ之ヲ記シ其名目及ヒ員数トモ廉限り凡積ノ見込下

ケ札ニ書分ケ差出スヘシ

御預所ハ牢舎人飯米除クヘシ

外

米何程

金何程 支口米永庁中諸費可相成分

是ハ別紙御勘定組書付有之候分

此廉府県ハ除クヘシ

右者当支租税之内同十月ヨリ来支九月迄諸渡方為引当書面之通置米金取計申度於然者右米金当支租税御勘定払ニ相立同十月ヨリ来支九月迄之出納御勘定元ニ組仕上可申依之相伺候也

苗字 官名 印

年号干支年月

大 藏 省

【註2】上掲の出納勘定目録の雛形（これは当時の府県の行政活動のあらましを表現する）から、府県が行っていた災害対策関係の活動として、置米金からの用水潰地代米永の支出^{※15}、民部省から受け取った政府金による堤防の修繕、大蔵省より受け取った政府金による災害救助目的での貸し渡しが確認される。

※15 置米金からの用水潰地代米永の支出（すくなくともこれの一部）は、災害予防施設（堤防・排水路など）建設にかかる田地の廃潰に対する地主への補償費である。その意味でこれは、過去の災害対策（災害予防施設の建設）の費用負担に関係する措置（間接的な災害予防費の支出）と捉えられる。この論点につき、後掲の「無地高並二年々引ト唱へ高内引ノ分高掛物ヲ免除ス」（明治4辛未年5月17日、太政官第243）の項も参照せよ。

2. ここで、当時の府県の支出に係る災害対策の活動の全体を根拠法令とともにまとめると、以下のようである。

a. 堤防工事／河川工事

①定例の堤防修理（定例普請）……府県より民部省への工事实施伺いの提出（目論見帳、普請出来方帳添付）（毎年10月期限）→民部省による承認→府県による工事の実施（工事は府県に委任）

（「民部省規則」第7条、「府県奉職規則」第6条、「堤防等目下難閣廉々措置ヲ定ム」第1条）

②急破堤切の場合

（原則）絵図面を添えた目論見帳の提出による工事申請（府県→民部省） → 民部省の許可にもとづき府県が工事を実施（工事は府県に委任）

（申請し許可を得るいとまがないほど差し迫った場合）府県常備金（第二常備金）からの支出による工事の実施 → 民部省への事後報告（支出した事案について、目論見帳を録製し、これを民部省に提出する）、大蔵省へも該件について報告

（「府県奉職規則」第6条、「県官人員並常備金規則」、「府県常備金規則説明」、「堤防等目下難閣廉々措置ヲ定ム」第2条）

③「堀割分水新タニ水利ヲ興シ又ハ管轄所交互スル治河等」……時機を見計らって民部省から担当官を現地に派遣する → 地方官は民部省より派遣された出張官員と協力して当該工事を実施する。

（「民部省規則」第7条、「府県奉職規則」第6条）

b. 応急救助^{*16}

「天災禍乱ニテ一日モ遷延シ難キ賑恤」……府県にて第二常備金をもって「速ニ施行ノ後民部大蔵両省へ届出」

（「府県奉職規則」第5条、「県官人員並常備金規則」、「府県常備金規則説明」、「罹災窮民ノ濟恤方規」）

c. 夫食貸渡^{*16}

「夫食種粉類焼農具代等貸渡方」……府県より民部省／大蔵省に伺出 → 民部省／大蔵省の承認を得たうえで実施^{*17}

（「夫食種粉農具等貸下ノ措置ヲ定ム」、「府県奉職規則」第5条、「罹災窮民ノ濟恤方規」、「夫食種粉類焼農具代等貸渡方ヲ定ム」）

d. 貯穀^{*16}

「常ニ凶年饑歳ノ慮ヲナシ予メ民患賑濟ノ備ヲ設クヘシ」

（「府県奉職規則」第5条）

《関係法令一覧》

「夫食種粉農具等貸下ノ措置ヲ定ム」（明治2己巳年7月14日，第652）。

「民部省規則」（明治2己巳年7月27日，第674）。

「府県奉職規則」（明治2己巳年7月27日，第675）。

「県官人員并常備金規則」（明治2己巳年7月27日，第676）。

「府県常備金規則説明」（明治2己巳年12月2日，第1112）。

「水火災ノ節窮民救助ノ措置ヲ定ム」（明治2己巳年12月8日，第1130）。（「罹災窮民ノ濟恤方規」）

「堤防等目下難閣廉々措置ヲ定ム」（明治3庚午年正月，第69）。

「夫食種粉類焼農具代等貸渡方ヲ定ム」（明治3庚午年2月5日，第89）。

*16 小川政亮は、その論文「郷倉制から備荒儲蓄法へ」のなかで、「幕藩体制下の罹災・貧農救助対策」について、それを、「徳川幕藩体制下においては、種々の災害の罹災者や凶荒に苦しむ貧農に対して、幕府や諸藩によって、救金、救米、夫食拝借金・米の貸付、施粥・救小屋等の方法による救助がおこなわれるとともに、備荒儲蓄の制度が重要なものとして存在した」。「水災・風災相つぎ、また霖雨、早魃、蝗害等に起因する天明（1873～87年）・天保（1833～34年）等の大飢饉相ついだ江戸時代後期において、特に罹災貧農に対して救金・救米の支給とならんで主としておこなわれたのが貸付米であり、これには、通常、夫食米貸と種貸とがあり、またこれに準ずるものに肥代、農具代の貸付もあった」と整理した上で、「明治前期の罹災・貧農・窮民救助対策は、本質

的には幕藩封建体制下のそれを継承し、統一再編成したものにほかならないといってもよいようである」と述べている（小川政亮「郷倉制から備荒儲蓄法へ」, 所収, 東畑精一・安田誠三（監修）／農林省農業経済局農業災害補償制度史編纂室（編）『農業災害補償制度史 第一巻 本編（上）』, 農林省, 1963年2月, 86頁。下線, 波下線は筆者による）。上の一覧にまとめた明治初年の罹災者救援制度（応急救助・夫食貸渡・貯穀）は、小川の指摘に倣うと、「本質的には幕藩封建体制下のそれを継承し、統一再編成したものにほかならない」ものであった。

小川は、また、明治初年（廃藩置県前）の窮民救助法体制をまとめた箇所で、「[それは、] まず法域からすれば、藩については引き続き従来の藩の施策にまかせておく方針がとられた。府県については、水火災のような突発的災害罹災の窮民とその他の窮民に分れる。前者については、水火災罹災窮民15日分以内給与施行についてだけ地方官の専決権を認めた。その他の災害の罹災者に対する救助および水火災罹災者に対しても米15日分給与以外の救助は、地方官の専決を認めず、中央政府の許可をまつべきものとし、しかも救助の方法は米金貸付すなわち夫食貸付という旧幕以来の方法が踏襲された」と述べている（同上, 91頁）。明治初年の罹災者救援制度は、応急救助・夫食貸渡・貯穀に災害減税を加えれば、その一覧表が完成する。先に災害減税は旧幕時代の制度を基本的に踏襲するものであることを指摘した（この点、「御取箇帳様式ヲ定ム」, 明治2己巳年11月17日, 第1061の項（前掲）を参照せよ。参照, 井上洋『明治前期の災害対策法令』（仮題）（近刊予定））。ここにまた、府県の支出に係る罹災者救援制度（応急救助・夫食貸渡・貯穀）も旧幕以来の方法を踏まえるものであることが指摘されたのである。という次第で、明治初年の罹災者救援制度は旧幕時代の制度の延長線上に捉えられるべきものであることが確認できる。尚、明治元年12月より明治13（1880）年備荒儲蓄法（明治13年6月15日太政官第31号布告）に至るまでの「罹災者に対する食糧、住居、農具等の手当ての方面での災害救助」に関する法令の展開を、「夫食種初農具等貸下ノ措置ヲ定ム」（明治2己巳年7月14日, 第652）の項（前掲）において、年表形式の解説にまとめてある。こちらもあわせて参照されたい。

- ※17 本件（「租税並ニ出納勘定仕上規則改正」, 明治4辛未年正月13日, 太政官第17）は、置米金からの救助貸渡（救助貸／賑貸）について、それを出納勘定帳に記載し、同帳を大蔵省に提出する（その際民部省の承認書付を添付）という手続きを規定している。これは、救助貸渡（救助貸／賑貸）に関し、民部省の承認に重ねて、大蔵省がそれを検査する仕組みを設けたことを意味する。

4. 「近江国以西国役堤防等ノ願伺ハ直ニ大阪民部省ニ進致セシム」（明治4辛未年正月27日, 太政官第45）（65頁。）

第三百七十五^{※1}ヲ以テ民部省廃止

第四十五 正月二十七日（達）

近江国以西府藩県

先般諸願伺等総テ弁官へ差出候様相達置候処近江以西国役堤防其外普請之儀是迄ノ通大阪出張民部省へ直ニ可伺出事

- ※1 「民部省ヲ廃ス」（明治4辛未年7月27日, 太政官第375）。

【註】太政官が近江国以西の府藩県に宛てて発した達である。これは「近江以西国役堤防其外普請」に関する願伺等提出の際の宛先を指示した達で、さきごろ願いや伺いなどはすべて弁官へ提出するよう通知したところであるが、近江国以西の「国役堤防其外普請之儀」については、これまでの通り大阪出張民部省に直接伺い出るべきものとする、という内容のものである。

5. 「山々開拓ニ付土砂ノ溢漏ヲ防キ其他兀山及川添山々等樹木下草伐採方ヲ定ム」（明治4辛未年正月, 民部省第2）（465頁。）

第二十二^{※1} 参看

【第二】 正月

五畿内並伊賀国管轄府藩県

一新規山々開拓ノ儀宜ク土地ノ善悪ヲ察シ其有益ニ属スル者ハ田園ノ類総テ四方ニ畔ヲ構ヘ専ラ土砂ノ溢漏ヲ可防事

一古来官許ヲ受ケ開拓イタシ候畑園ノ類其溢漏ノ土砂ヲ防キ候儀前条同断ノ事

一元山ノ分ハ旧幕中年々定手入有之並鎌山ト唱候場所場所旧制ノ通り大小樹木下草等伐取候儀ハ孰レモ土木司立会巡廻ノ節許容ノ事

一石炭等ノ類ヲ掘出シ候節ハ予メ崩出スル土砂ノ防キヲ付ケ其掘限り候跡ハ修治嚴重ニ可整事

一川添山々樹木ヲ截伐スル等旧制ノ通総テ官許ヲ経可申事

右者追テ総体ノ規則相立候マテ書面ノ通相心得候様先ツ木津川山持ノ村々へ嚴肅布告可有之事

※ 1 「官林規則ヲ設ク」（明治4辛未年7月、民部省第22）。

【註1】民部省が五畿内（山城・大和・河内・和泉・摂津）並びに伊賀国を管轄する府藩県に宛てて発した達である。開拓地からの土砂流出防止および山々における樹木伐採や下草採取に関する規定（5か条）を掲げ、これらを先ず木津川沿いの山々を持っている村々に布告するよう該府藩県に求めている。この地域は砂防の重要性が早くから認識されていたところで、すでに江戸時代には淀川・大和川筋に土砂留管理制度が設けられていた^{※2}。この土砂留管理制度（土砂留役人廻村制度）は明治元年4月に廃止されたけれども^{※3}、政府（民部省）が、暫定的なものとしてではあるが、その後継策として建てたのが本件規則である。政府は、本達において、五畿内並びに伊賀国における土砂留に関し——ただし当面は木津川沿いの山持ちの村々に布告するものとされたが——、新規古来を問わず開拓農地からの土砂の溢漏防止を申し付けるとともに、山林の下草刈り取りについては土木司職員が巡回して許可を与えること、川沿いの山々の木々の伐採には官許が必要であることなどを定めた。

※ 2 参照、水本邦彦「土砂留役人と農民—淀川・大和川流域における—」（『史林』、第64巻、第5号、1981年9月）、および水本邦彦「近世の奉行と領主—畿内・近国土砂留制度における—」（所収、同『近世の郷村自治と行政』、東京大学出版会、1993年11月）。

※ 3 「土砂留役人廻村廃止」（明治元戊辰年4月27日、第268）（前掲）。

2. 次に、逐条的に内容を見る。

第1条は、新規に山々を開拓する場合の開拓地からの土砂流出防止に関する規定である。開拓農地にはその四方に畔を作り土砂の溢漏を防ぐことを申し付けている。第2条はすでに官許を受けて開拓した農地の土砂流出防止に関する規定で、指示の内容は前条と同様である。第3条は禿山で樹木伐採や下草採取に関する旧慣があるところに関する規定で、そこでの樹木の伐採や下草の採取などは旧制の通りいずれも土木司が巡回の折立会いの下で許容するものとした。第4条は石材や石炭の採掘に伴う土砂の流出防止に関する規定である。採掘に当たっては予め土砂の流出防止措置を採り、採掘後は「修治嚴重ニ可整事」とした。第5条は川沿いの山々の樹木を伐採するなどの件についてで、これは旧制の通りすべて官許を経るべきことと指示した。そして、最後に、開拓地からの土砂流出防止と禿山や川沿いの山々での樹木伐採や下草採取に関しては、総体的な規則の定立を予定しているけれども^{※4}、それが建てられるまでの間は、本規則によるべしと述べ、上の5か条の木津川流域の山持ち村々への布告が達されたのである。

※ 4 ここに述べられている「総体的な規則」であるが、明治4年7月制定の「官林規則」がこれに当たる。

【註2】民部省土木司は明治3年11月に木津川流域の土砂留工事調査を行っており、これが本達

の基となった。この木津川水源土砂留調査については、『日本砂防史』に次のような記述がある^{※5}。

明治政府になってからの砂防事業の復活は、明治3年(1870)民部省の行った淀川支川木津川流域等での土砂留工事調査を第一歩とするようである。すなわち、同年11月18日民部省は同省大阪出張所在勤の土木権少佐伴時彦に対し、「土砂留の儀に付、木津川筋水源検査の為、山城・伊賀・近江へ出張申付候事」との命令を下した。彼は所管各府藩県吏員の立命(マ)を得て、木津川流域の山々を踏査し、幕政時代の工法を参酌しながら、木津川水源留土砂(マ)工事の目論見書を作製して復命した。これが明治になってからの初めての砂防調査であり、計画である。

民部省は、この調査を基に明治4年(1871)正月、砂防法5箇条を近畿各府藩県に通達した。さらに、同年2月、先に木津川筋について検分した分について、官費で砂防工事を施工することに決定した旨を通達した。これが後の内務省・建設省系砂防事業の発端となったのである。

砂防事業に関する予算措置は、このような経緯で明治5年(1872)以降、年額1万7,093円が木津川沿岸府藩(マ)県に下渡されたのが始まりである。

上の文章(とくに傍点を付した部分)からわかるように、淀川水系木津川流域の土砂留調査とそれにもとづく同地での土砂留工事施工^{※6}が、明治政府による砂防工事実施の出発点であった^{※7}。

※5 『日本砂防史』(全国治水砂防協会、1981年6月)、132頁。引用文中、明治4年正月に民部省が近畿各府藩県に通達した砂防法5箇条というのは、本件のことである。また、同年2月に民部省が発出したという木津川筋における官費による砂防工事実施の達は、『法令全書』には掲載がない。

※6 淀川水系木津川流域の土砂留調査とそれにもとづく土砂留工事の実施が優先的に取り組まれた背景には、明治元年の淀川・木津川の大洪水による惨害があった。これについて、『日本砂防史』は、「明治元年(1868)の夏、戊辰戦争の最中に畿内一帯が大洪水におそわれ、とくに淀川支川木津川の被害が一番ひどく、淀川本流と合流する八幡(山城国綴喜郡)付近のごときは、暴流猛威によって堤防の崩れ壊れることおよそ1里、岸に沿う数百町歩の田畑は見渡す限り渺茫落漠たる砂原と化するみじめな有様であった」と記している(314頁)。また、前述したところであるが、明治元年の淀川・木津川の大洪水は治河使の設置も導いた(参照、「治河使ヲ置ク」、明治元戊辰年10月28日、第904の項)。

※7 上に、明治4年2月に民部省が発出したという木津川筋における官費による砂防工事実施の達は『法令全書』に掲載がないと書いたが、『明治工業史 土木篇』にはこれに関して以下のような記述がある(傍点部分に注意せよ)。「又同年[明治4年]2月24日民部省大阪出張所より、淀川沿川府藩県へ達せし全文左の如し。／頻年水害甚しく、良田蕪没損失莫大にして、将に国家の衰弊を来さんとす、宜しく修治の策を施すべし。抑水害の原因は、山々崩墮の砂礫流れて遂に河渠を填塞し、随つて水害日々に倍蓰せり、之を以て土砂留は最も急務にして、就中淀川は七国の流通浪花の盛衰に関する要港なれば、先づ淀川を修するを旨とし、去年十一月以来、支流木津川左右の山々土砂検分土木司立会目論見既成の分は、即ち官費を以て施行せり。尚ほ将来の基礎建設法は、宜しく熟議参考して上申すべし。／附、同日民部省大阪出張所より、木津川水源土砂留は当分官費を以て、之を支払ふ旨達せらる。」(日本工学会・啓明会『明治工業史 土木篇』、日本工学会明治工業史発行所、再版、1931年4月、初版は1929年7月刊、326頁。尚、／は、改行を表わす)。

ところで、直上の明治4年2月24日付の民部省大阪出張所の達は、水害の原因を、山々からの土砂の流出による河道の填塞に求める立場のものである(下線部を見よ)。水害原因をこのように捉えた民部省は、水害防除の第一策として土砂留(砂防)を提起した。かくて、水害予防策として、築堤よりもより発生原因に遡った対策としての砂防が取り上げられたところに、明治4年2月24日付の民部省達の意義がある。もちろん、水害の発生を防止する上で砂防(土砂留)が重要であることはすでに江戸時代から知られていた(この点、「土砂留役人廻村廢止」、明治元戊辰年4月27日、第268の項(前掲)を参照せよ)。そうではあるが、ここに明治4年2月24日付の民部省大阪出張所の達に注目するのは、これによって明治政府は政府として初めて(あるいは政府として改めて)水害予防策としての砂防(土砂留)の意義を確認し、明示したからである。こま

で明治政府は水害予防策として築堤や分水路開鑿を提示していたが、上記達によりこれらに砂防が加わった。以後、水害対策の局面において観念上治山（山腹砂防）と治水（溪流砂防、河道整備）が連結したものと捉えられるようになった。とはいえ、実際の施策上においては担当部局間の権限争いが発生し、調和的一体的な水害対策は容易に進まず今に至っている。

2. 『日本砂防史』は、上引の箇所とは別のところでも本達に触れている。そこでは本達について次のように述べられている^{*8}。

明治4年(1871)にはまた、民部省達をもって治水の必要上、淀川流域の山林の伐木、開墾その他山林作業に対する取締方を、近畿府県に命じた。ことに木津川流域関係の村々へは、最も嚴重にこれを遵守させるよう通達した。これが明治になって初めて令達された治水治山上の山林取締り達文であり、また明治政府最初の治山方針というべきもので、5箇条からなり、開墾、伐木、下草採取、採石等による土砂の溢漏の防止を目的とするもので、明治30年(1897)制定された森林法のさきがけをなすものといえよう。

上に引いた文章では、治山関係法規（山林取締法規）の歴史における本達の位置づけが述べられている（傍点部分）。それは、「明治になって初めて令達された治水治山上の山林取締り達文」、「明治政府最初の治山方針というべきもの」であり、明治30年に制定された森林法（治水三法の一）のさきがけをなすものであるというものである^{*9}。

※8 『日本砂防史』、315頁。この引用文中明治4年の民部省達というのが、本件である。

※9 別の書物『治山事業五十年史』においても、ほぼ同文の記述がみられる（こちらでは本達を「山地取締規則」と表記している）。以下に該当箇所を引く（／は改行を表わす）。「(一)明治4年1月民部省より近畿各府県に令達、山地取締規則 / 明治政府最初の治山方針というべきもので、5カ条からなり、その内容はもっぱら開墾、伐木、下草採取、採石による土砂の流出防止を目的とするもので、明治30年制定された森林法のさきがけをなすものといえる。この令達のなかには森林の水源涵養に関する思想はみられない。」(日本治山治水協会(編)『治山事業五十年史』、日本治山治水協会、1960年12月、90頁。)この『治山事業五十年史』を刊行した日本治山治水協会は、林野庁系の団体である(『日本治山治水協会五十年の歩み』、日本治山治水協会、1988年7月、とくに191頁参照)。それに対して『日本砂防史』を刊行した全国治水砂防協会は、建設省系の団体である(参照、『協会のおゆみ50年』、全国治水砂防協会、1990年2月)。先にも述べたが、時代が下ると、治山(山腹砂防)と治水(溪流砂防、河道整備)の領域では担当部局間の権限争い(山腹砂防と溪流砂防との間、溪流砂防と河道整備の間)が発生した。なかでも、農商務省(山林局)(→農林省林野庁)と内務省(土木局)(→建設省)との間には、砂防をめぐって共管や権限の競合が見られ、紛争が絶えない分野となった(西尾隆『日本森林行政史の研究—環境保全の源流—』、東京大学出版会、1988年6月、193-196頁、参照)。この争いのいずれの側においても本達が「明治政府最初の治山方針」、「明治30年制定された森林法のさきがけ」と評価されていることは興味深い。これは本達が明治以降の砂防行政の出発点としての位置にあることが広く了解されていることの証拠といえよう。

【註3】今、『農林行政史』に拠り、明治初頭における山林行政の担当機関の推移を記せば、次のようである^{*10}。

同年〔明治3年〕7月ないし12月にわたってしばしば民部省官制の改正がおこなわれたが、7月22日の達により地理および処務の両司がおかれることになり、8月9日の布告により民部大蔵両省管轄の諸掛ならびに事務の区別が定められた。そして民部省事務条件中に「山林原野ノ事」と規定された。9月27日には、勸農局(開墾・種芸・養蚕・編輯・雑務の5課)の増置、通商司の大蔵省への移管、鉱山、鉄道、製鉄、灯明台、伝信機などの事務の工部省への移管となり、したがって本省は1寮(寺院)4司(地理・駅通・土木・庶務)となった。そして山林の事務は地理司が主掌し、

寺院寮、開墾局などにも関連する形であった。

明治4年(1871年)に入って、またまた民部省官制が改正され、1月晦日に勸業局、山林局が新設された。林政が国家経済に必要なことを察し、このときはじめて山林局がおかれたが、4月に開墾局は勸業局(開墾・種畜・牧畜・生産の4掛)に吸収され、ついで7月27日太政官第375号布告をもって民部省の廃止となり、同時に山林局も開店休業のままに消滅した。土木局は工部省へ、その他の事務はすべて大蔵省へ移管され同省(卿大久保利通、大輔井上馨)は1寮(租税・頭伊藤博文)、5司(勸業・統計・紙幣・戸籍・郵便)となった。そしてこのとき官林に関する事務は租税寮に所掌された。

すなわち、明治3年7月10日の民部大蔵両省の分離後、山林行政を担当したのは民部省(地理司)であった。明治4年正月晦日には民部本省内に山林局が設けられたが、同年4月(日不詳)これは本省から出され地理司内に山林掛が置かれた^{*11}。山林掛は、地理権正杉浦讓の指揮の下、明治4年7月9日に官林規則を制定した^{*12}。しかし、その直後の7月27日民部省が廃止され、それによともない山林関係の事務は大蔵省の所管となったのである^{*13*14}。

※10 農林大臣官房総務課(編)『農林行政史 第五卷上』(農林協会、1963年11月)、14-15頁。これは、明治3年7月10日の民部大蔵両省の分離から翌4年7月27日の民部省廃止までの時期について記述したものである。

※11 『太政類典』、第1編(慶応3年~明治4年)、第17巻(官制・文官職制三)、56「民部省中山林局ヲ置ク」(明治4年正月晦日)、59「地理司中山林掛ヲ置ク」(明治4年4月)。

※12 「官林規則ヲ設ク」(明治4辛未年7月、民部省第22)(後掲)。

※13 大蔵省において山林関係の事務を担当したのは、租税寮と、勸業司(→明治4年8月10日、勸業寮→同年8月23日、勸農寮)である(参照、大蔵省記録局(編)『大蔵省沿革志(上巻)』、335、336頁、大蔵省記録局(編)『大蔵省沿革志(下巻)』、所収、大内兵衛・土屋喬雄(編)『明治前期財政経済史料集成 第三巻』、原書房、1978年12月、復刻版(原版の史料集成改造社版は1934年5月刊)、378頁、萩野敏雄『官林・官有林野の研究—その国有林前史と30年—』、日本林業調査会、2008年12月、33頁)。

※14 その後内務省内に山林局が設置されたのは明治12(1879)年5月である。内務省山林局設置に至る時期の山林行政の推移については、西尾隆『日本森林行政史の研究—環境保全の源流—』、29-48頁に詳しい。